

令和 6 年度

第 1 回

区 長 会 資 料  
(資 料 編)

## 目 次

区長文書配布日程表	P 1～2
集落向け補助制度一覧表	P 3～12
令和6年度予算の概要	P 13～14
集落支援制度について	P 15
空き家バンクについて	P 16
空き家の適正管理について	P 17～18
ごみの分別区分の一部変更について	P 19
ごみ学習会（出前講座）について	P 20～21
コンビニ交付のご案内について	P 22
マイナンバーカードの健康保険証利用について	P 23
転出届のオンライン提出について	P 24～25
まちづくり委員会について	P 26
民生委員・児童委員の概要について	P 27～28
各種スポーツ大会等について	P 29
移動図書館車 巡回予定表(上半期)	P 30
令和6年度主な年間行事予定表	P 31
八頭町福祉相談支援センター「ほっと」	P 32
家計改善支援事業	P 33
鍛冶屋温泉のご案内	P 34

○印が配布予定日です。令和6年度区長文書配布予定表

確認日	令和6年1月15日
-----	-----------

郡家郵送	姫路、明辺、山志谷
郡家地域	落岩、麻生、福地、野町、覚王寺、東市場、市場、上津黒、下津黒、別府、篠波、延命寺、上大坪、下大坪、奥山上、口山上、上峰寺、下峰寺、山田、山路、花原、井古、稲荷、下坂、奥谷、下門尾、フローラル、門尾、堀越、宝、若葉
船岡地域	大江、下野、橋本、塩上、水口、船岡殿、坂田、福井、見槻中、西谷、見槻、志子部
八東郵送	佐崎、奥野、茂谷、清徳
八東地域	下日下部、上日下部、横田、茂田、皆原、岩渕、三浦、小畑団地、三山口、鍛冶屋、北山、富枝、志谷、中、稗谷、細見、日田、用呂

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

令和7年度

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

○印が配布予定日です。令和6年度区長文書配布予定表

確認日 令和6年1月15日

郡家地域	宮谷、つつみヶ丘、ひかりヶ丘、カーサこおげ、ドミールこおげ、福本、賀茂町、天王木、さつきヶ丘、郡家東区、郡家中区、郡家西区、郡家北区、はなさき台、南ヶ丘、あおば台、池田、久能寺、ヒルズさくら坂、緑ヶ丘、すくも塚、さくら台、万代寺、上万代寺、土師百井、土師百井二、石田百井、米岡、国中一区、国中二区、大門、花、郡家殿、市谷、西御門、
船岡地域	下町、坂町上、坂町下、上町、下濃、破岩、新庄、丸山、薬師、隼福、上野上、上野、隼郡家
八東地域	安井宿、桜ヶ丘、新興寺、新興寺団地、小別府、才代一、才代二、才代団地、東一、東二、竹市、下徳丸、上徳丸、重枝、島、下南、中南、南団地、上南

R6年 4月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

R1年 5月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

R1年 6月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

R1年 7月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

R1年 8月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

R1年 9月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

R1年 10月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

R1年 11月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

R1年 12月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

R2年 1月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

R2年 2月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	

R2年 3月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

令和7年度

R2年 4月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

R2年 5月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

R2年 6月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

## 集落向け補助制度一覧表

- ①八頭町集落公民館等整備事業補助金
- ②八頭町集落公民館等解体事業補助金
- ③八頭町防犯灯設置補助金
- ④八頭町消防施設整備事業補助金
- ⑤八頭町防災用土嚢整備事業原材料支給
- ⑥八頭町農業用施設整備費補助金
- ⑦八頭町農林業用施設整備事業原材料支給
- ⑧-1.2.3 八頭町鳥獣被害に強いまちづくり支援事業補助金
- ⑧-4 八頭町危険木伐採等事業補助金
- ⑨八頭町土木事業原材料支給
- ⑩八頭町資源ごみ回収報奨金
- ⑪小型除雪機配備事業
- ⑫八頭町災害時における支え愛地域づくり推進事業補助金
- ⑬八頭町カーブミラー設置等補助金
- ⑭八頭町集落ごみステーション等整備事業補助金
- ⑮八頭町ごみ散乱防止ネット購入費補助金

①

補助金名	八頭町集落公民館等整備事業補助金					
補助事業概要	集落公民館等の新築・増改築並びに付属施設（広場、遊具、倉庫等含む）を改修する経費に対し費用を補助するもの。					
補助金の額 (限度額等)	(千円未満の端数切捨て)					
			補助率			
			31世帯以上	21～30世帯	11～20世帯	10世帯以下
	補助対象事業	補助対象事業費限度額				
	建築面積が30平方メートル以上かつ事業費が30万円以上の集落公民館等の新築又は取得(改修費含む)	60世帯以上の集落 2,400万円	10分の2.5	10分の3.5	10分の4	10分の5
		30世帯以上59世帯以下の集落 2,200万円				
		29世帯以下の集落 2,000万円				
	事業費が10万円以上の洋式トイレへの改修	300万円	10分の4	10分の4	10分の5	10分の5
	建築面積が30平方メートル以上かつ事業費が30万円以上の集落公民館等の改築	60世帯以上の集落 2,400万円	10分の2	10分の2.5	10分の3	10分の4
		30世帯以上59世帯以下の集落 2,200万円				
		29世帯以下の集落 2,000万円				
	建築面積が5平方メートル以上の集落公民館等の増築又は一部改築	300万円				
	事業費が10万円以上の集落公民館等の改修	300万円				
	事業費が120万円以上の集落公民館等の増築及び改修又は一部改築及び改修	600万円				
	事業費が10万円以上の集落公民館等のバリアフリー化のための改修	300万円				
	敷地面積が100平方メートル以上の広場等の新設又は増設	250万円				
	事業費が10万円以上の広場等の改修	250万円				
	事業費が10万円以上の遊具等の新設、更新又は修繕	75万円				
	事業費が10万円以上の倉庫等の新設又は更新	250万円				
	事業費が10万円以上の倉庫等の修繕	75万円				
事業費が10万円以上の有線放送設備の改修	400万円					
事業費が10万円以上の無線放送設備の新設又は改修	400万円					
事業費が10万円以上の水源確保設備の新設又は改修	100万円					
事業費が50万円以上の公共下水道又は農業集落排水への接続	150万円					
事業費が2万円以上の集落名称等の表示看板の新設、更新又は修繕	10万円	10分の5				
摘要 (申請手続等)	事業の実施につきましては、申請書及び見積書等が必要ですので、総務課管財係へ事前に協議をお願いします。					

担当課：総務課（76-0201）

②

補助金名	八頭町集落公民館等解体事業補助金			
補助事業概要	集落公民館等の解体、撤去並びに整地を行う経費に対し費用を補助するもの。			
補助金の額 (限度額等)	(千円未満の端数切捨て)			
	補助対象事業費	補助率	補助対象事業費限度額	
	集落公民館等の解体、 撤去並びに整地に要する 経費	60世帯以上の集落	2.5/10	200万円
		31世帯以上59世帯以下の集落	3/10	
		21世帯以上30世帯以下の集落	3.5/10	
11世帯以上20世帯以下の集落		4/10		
10世帯以下の集落		5/10		
摘要 (申請手続等)	事業の実施につきましては、申請書及び見積書等が必要ですので、総務課管財係へ事前に協議をお願いします。 ※八頭町集落公民館等整備事業補助金との併用はできません。			

担当課：総務課（76-0201）

③

補助金名	八頭町防犯灯設置補助金			
補助事業概要	集落が行う防犯灯の新設、修繕、移転費用に対し、町が補助するもの。			
補助金の額 (限度額等)	実施事業費又は購入金額に下表の補助率を乗じて得た金額(千円未満の端数切捨て)以内で予算の範囲内の額。			
	○ 新設の場合			
	区分	補助率	補助金額上限	備考
	蛍光管	1/2	10,000円/基	
	LED	1/2	20,000円/基	
	○ 蛍光管からLED灯への取替			
	区分	補助率	補助金額上限	備考
	LED	-	10,000円/基	器具(本体・LED管等)一式交換の場合
	○ 移設の場合			
	区分	補助率	補助金額上限	備考
	蛍光管・LED	1/2	10,000円/基	
	LED	1/2	20,000円/基	蛍光管からLED灯に器具を更新する場合
	○ 修繕の場合			
	区分	補助率	補助金額上限	備考
	蛍光管・LED	1/2	5,000円/基	器具本体が対象(玉替えは補助対象外)
○ 防犯灯柱				
区分	種類	補助金額上限	備考	
新設・修繕	-	30,000円/基		
移設	-	10,000円/基	既設のポール等を使用	
摘要 (申請手続等)	事業の実施につきましては、申請書・見積書・設置場所の位置図等が必要ですので、総務課防災室に協議をお願いします。			

担当課：総務課防災室（76-0203）

④

補助金名	八頭町消防施設整備事業補助金			
補助事業概要	消防施設の新設、修繕、購入費用に対し補助するもの。			
補助金の額 (限度額等)	実施事業費又は購入金額に下表の補助率を乗じて得た金額（千円未満の端数切捨て） 以内で予算の範囲内の額。			
	区分	施設名	補助率	備考
	新設	小型ポンプ式	4/5以内、但し、集落の1戸当り(生活保護家庭除く)の負担上限額を5千円とし、集落負担上限額を超える部分については10/10	補助対象事業費限度額300万円
		防火水槽	4/5以内	
		消火栓	2/3以内、但し、集落の1戸当り(生活保護家庭除く)の負担上限額を5千円とし、集落負担上限額を超える部分については10/10	補助対象事業費限度額40万円
		小型ポンプ格納庫 備蓄倉庫	31世帯以上 10分の2 21世帯～30世帯 10分の2.5 11世帯～20世帯 10分の3 10世帯以下 10分の4	補助対象事業費限度額250万円 (基準額10万円以上)
		ホース乾燥設備、サイレン	1/3以内	補助対象事業費限度額40万円
	修繕	小型ポンプ(軽可搬)	1/2以内	補助対象事業費限度額30万円 (基準額2万円以上)
		消火栓(移転含む)	2/3以内、但し、集落の1戸当り(生活保護家庭除く)の負担上限額を5千円とし、集落負担上限額を超える部分については10/10	補助対象事業費限度額40万円
		小型ポンプ格納庫 備蓄倉庫	31世帯以上 10分の2 21世帯～30世帯 10分の2.5 11世帯～20世帯 10分の3 10世帯以下 10分の4	補助対象事業費限度額75万円 (基準額10万円以上)
		防火水槽	9/10以内	補助対象事業費限度額100万円
		ホース乾燥設備	1/3以内	補助対象事業費限度額40万円 (基準額2万円以上)
		サイレン		(基準額2万円以上)
		発電機、ポータブル蓄電池		(基準額2万円以上)
	購入	ホース、管鎗、吸管	1/2以内	
		ホース格納箱、水利表示		
		異形媒体、スタント・パイプ		
		ヘルメット、略帽・帽子		
		ヘッドライト		
		法被・活動服		補助対象事業費限度額2万円 (1着当たり)
簡易水槽		組み立て式で持ち運びが容易なもの		
発電機、ポータブル蓄電池		補助対象事業費限度額20万円		
長机、パイプイス		集落災害対策本部設置用		
ホワイトボード				
保存食・保存水		保存期間3年以上		
非接触式体温計				
アルマット、毛布、簡易 ベッド(段ボール等)				
車椅子、担架、リヤカー		避難用		
チェンソー、土嚢袋				
AED・交換用パッド等	31世帯以上 10分の5 21世帯～30世帯 10分の5.5 11世帯～20世帯 10分の6 10世帯以下 10分の7			
摘要 (申請手続等)	事業の実施につきましては、申請書及び見積書等が必要ですので、総務課防災室 に協議をお願いします。 (修繕の場合は修繕箇所の写真をお願いします。)			

担当課：総務課防災室（76-0203）

⑤

補助金名	八頭町防災用土嚢整備事業原材料支給
補助事業概要	防災用として作成する土嚢に対し、原材料となる真砂土又は砂を支給する。
補助金の額 (限度額等)	原材料支給にかかる限度額は、1集落当たり年間20,000円以内の額。
摘要 (申請手続等)	事業の実施につきましては、総務課防災室に協議をし、事業に関する認定を受けてください。 ※事業に係る支給原材料の支払いは、町が業者に直接支払います。

担当課：総務課防災室（76-0203）

⑥

補助金名	八頭町農業用施設等整備費補助金
補助事業概要	農道・農業用排水路等の改修、補修、維持管理、流入土砂撤去などに係る経費の一部を助成する。
補助金の額 (限度額等)	対象経費の2/3以内（ただし、1集落当たり上限20万円）
摘要 (申請手続等)	事業の実施につきましては、事前に産業観光課農業係に協議をし、事業に関する認定を受けてください。

担当課：産業観光課（76-0208）

⑦

補助金名	八頭町農林業用施設整備事業原材料支給
補助事業概要	農道、林道、農業用排水路等の施設整備に対し、原材料を支給する。 ※町道、私道及び利用者を制限している路線は対象としない。
補助金の額 (限度額等)	原材料支給にかかる限度額は、1集落当たり年間20万円以内の額。
摘要 (申請手続等)	事業の実施につきましては、産業観光課農業係に協議をし、事業に関する認定を受けてください。 ※事業に係る支給原材料の支払いは、町が業者に直接支払います。

担当課：産業観光課（76-0208）

## ⑧-1

補助金名	八頭町鳥獣被害に強いまちづくり支援事業補助金 (侵入防止柵整備事業)
補助事業概要	イノシシやシカ等の有害鳥獣による農林水産物等への被害を防止するため、2戸以上の農業者等で構成する任意の組織等に対し、電気柵やワイヤーメッシュ柵、防鳥テグス等の購入経費を補助することにより、鳥獣害からの被害防止の強化を促進する。
補助金の額 (限度額等)	【新規設置の場合】 1 概ね1ha以上の受益面積に設置する場合は購入経費の5/6以内 2 上記1に該当しない場合は購入経費の2/3 ※国事業又は、県事業の要件に該当しない場合は、上記1の場合は購入経費の1/2以内。 上記2の場合は購入経費の1/3以内。 ※国事業の要件に該当する場合は、負担額なし。ただし、集落側の直営施工が条件。  【雪害などによる修繕の場合】 ・修繕に係る資材購入経費の1/2以内。 ・事業費1万円以上が対象、補助金交付上限20万円。
摘要 (申請手続等)	事業の実施については、事前に産業観光課に協議をお願いします。

担当課：産業観光課（76-0208）

## ⑧-2

補助金名	八頭町鳥獣被害に強いまちづくり支援事業補助金 (鳥獣追払い用具購入事業)
補助事業概要	ニホンザル等の有害鳥獣による農林水産物等への被害を防止するため、地元住民による集団的な追払い活動を実施する団体等に対し、電動モデルガン等の追払い用具の購入経費を補助するとともに、構成員の動物駆逐用煙火保安教育講習の受講経費を補助することにより、鳥獣害からの集落づくりの強化を促進する。
補助金の額 (限度額等)	・花火、爆竹、電動ガン等の購入経費の2/3 ・動物駆逐用煙火保安教育講習受講経費 新規者 3/3 更新者 2/3
摘要 (申請手続等)	事業の実施については、事前に産業観光課に協議をお願いします。

担当課：産業観光課（76-0208）

## ⑧-3

補助金名	八頭町鳥獣被害に強いまちづくり支援事業補助金 (集落づくり推進支援対策事業)
補助事業概要	地域住民が協力して、鳥獣被害対策に積極的に取り組む意向を持つ集落等に対して、支援を行い地域ぐるみでの被害対策の普及・促進を図る。
補助金の額 (限度額等)	研修会等の開催経費、餌づけ要因の除去作業及び侵入防止柵の見回り等の経費 1団体当たり上限30万円(1回のみ)
摘要 (申請手続等)	事業の実施については、事前に産業観光課に協議をお願いします。

担当課：産業観光課（76-0208）

## ⑧-4

補助金名	八頭町危険木伐採等事業補助金
補助事業概要	災害時に倒れることが予想される山林の危険木、倒木処理を業者等に委託する経費の助成をする。
補助金の額 (限度額等)	①閉鎖により孤立集落となる道路に被害が想定される立木 補助率：定額 ②公道、農業用施設又は住宅等に被害が想定される立木又は被害を与えた倒木 補助率：1/2（上限20万円、下限2.5万円）※木材等の売却額を控除 同一年度において同一の補助対象者につき1回限り
摘要 (申請手続等)	事業の実施につきましては、事前に産業観光課に協議をし、事業に関する認定を受けてください。

担当課：産業観光課（76-0208）

⑨

補助金名	八頭町土木事業原材料支給
補助事業概要	町道及び集落内法定外公共物等(赤線など)の整備促進を図るため、共同で事業を行う代表者に対して原材料を支給する。 ※私道及び利用者が制限される法定外公共物等は対象としない。
補助金の額 (限度額等)	原材料支給にかかる限度額は、1箇所当たり年間20万円以内の額。 (1集落につき、当該年度中1度のみ支給)
摘要 (申請手続等)	事業の実施につきましては、建設課に協議をし、事業に関する認定を受けてください。 ※事業に係る支給原材料費の支払いは、町が業者に直接支払います。

担当課：建設課（76-0206）

⑩

補助金名	八頭町資源ごみ回収報奨金
補助事業概要	自治会、子供会、PTA、婦人団体、老人クラブ等、資源ごみ回収に協力する団体に報奨金を交付し、資源の再利用の推進とごみの減量化を図る。
補助金の額 (限度額等)	古紙類 1kgあたり 6円 金属類 1kgあたり 4円 ビン類 1本あたり 4円
摘要 (申請手続等)	報奨金を受けようとする団体は、事前に「資源ごみ回収団体届」を町民課環境衛生係に提出してください。 資源ごみ回収後に回収業者の証明書と資源ごみ回収報奨金交付申請書を町民課環境衛生係に提出してください。 (申請時に印鑑と振込先が分かるものが必要です。)

担当課：町民課（76-0205）

⑪

補助金名	小型除雪機配備事業
補助事業概要	集落内町道及び県道歩道除雪を行うため小型除雪機の貸与の支援。 負担額は事業費のおおむね5分の1の額で貸与後の維持管理は各自治会で行う。 ※2万円以上の修繕に対し、事業費30万円を上限とし1/2の補助を行います。 (点検・消耗品費は対象外)
補助金の額 (限度額等)	令和5年実績 1 2.9PS相当除雪機(除雪幅0.9m程度) 参考価格 1,100千円(地元負担額 220,000円) 1 1PS相当除雪機(除雪幅0.8m程度) 参考価格 750千円(地元負担額 150,000円)
摘要 (申請手続等)	補助を受けようとする集落は、建設課に相談してください。 ※12月までの納品のためには、遅くとも1月中の配備要望が必要です。

担当課：建設課（76-0206）

⑫

補助金名	八頭町災害時における支え愛地域づくり推進事業補助金
補助事業概要	支え愛マップ(災害時の避難支援及び平常時の見守りを目的として、要支援者及びその支援者の情報、避難所及び避難経路を盛り込んだ地図)づくりをおし、要支援者に対する災害時の避難支援等の仕組みづくりや、平常時の見守り体制づくり等の住民組織等による取組を支援することにより、要支援者が身近な地域で安全安心に暮らすための地域住民及び要支援者自らが主体となったみんなで支え合う体制の充実に図る。
補助金の額 (限度額等)	①災害時要支援者対策促進事業:1集落当たり上限5万円以内 ②災害時要支援者対策ステップアップ事業:1集落当たり上限10万円以内、但し、上記①事業実施集落が翌年度から対象集落となります。 負担割合(町1/2、県社協1/2)
摘要 (申請手続等)	申し込み先:八頭町社会福祉協議会(申し込み年度の1月中旬まで)  補助対象経費: 報償費(講師謝金など)、旅費(講師旅費) 需用費(支え愛マップ作製のための消耗品、印刷製本費など) ※住民の方々の飲食経費は対象外 役務費(避難訓練のための傷害保険など) 使用料及び賃借料(研修会、講習会の会場借上など) 備品購入費(要支援者の避難に必要な簡易ストレッチャー、車椅子などの資機材)

※上記①事業実施済集落は、麻生、市場、落岩、福本、西御門、見槻中、西谷、福井、橋本、皆原、新興寺、日田、小別府、茂田、東市場、篠波、郡家中区、郡家西区、新庄、北山、志谷、宮谷、才代二、若葉、万代寺、池田、三山口、才代一、郡家東区、下日下部、山路、岩淵、横田の33集落です。

※上記②事業実施済集落は、「北山」、「福本」の2集落です。

担当課：福祉課（72-3586）

⑬

補助金名	八頭町カーブミラー設置等補助金											
補助事業概要	カーブミラーの新設、修繕費用に対し補助するもの。											
補助金の額 (限度額等)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>補助率</th> <th>補助金額(上限)</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新設・修繕</td> <td>1/2</td> <td>130,000円/基</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				区 分	補助率	補助金額(上限)	備 考	新設・修繕	1/2	130,000円/基	
区 分	補助率	補助金額(上限)	備 考									
新設・修繕	1/2	130,000円/基										
摘 要 (申請手続等)	基本的に翌年度の当初予算になりますので、事業の実施は4月以降になります。事業の実施につきましては、申請書に見積書等工事の内訳がわかるもの、設置場所の地図を添付し、総務課防災室に提出してください。											

担当課：総務課防災室（76-0203）

⑭

補助金名	八頭町集落ごみステーション等整備事業補助金																								
補助事業概要	集落ごみステーションの新設や修繕等の費用に対し補助するもの。																								
補助金の額 (限度額等)	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">形状</th> <th>具体例</th> <th>補助率</th> <th>補助金額(上限)</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>据置式</td> <td>箱型</td> <td>ロッカー、コンテナ等</td> <td>1個あたり 1/2以内</td> <td>50,000円/個</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">構築式</td> <td>物置型</td> <td>収納庫(トランクルーム)、物置等</td> <td rowspan="2">1箇所あたり 8/10以内</td> <td rowspan="2">1,000,000円/箇所</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>一部開放型</td> <td>囲い(コンクリート製、ブロック製、木製等)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※据置式の補助対象経費は、購入費及び修繕費です。送料は対象外。          ※構築式の補助対象経費は、工事費、修繕費、用地購入費です。          ※ごみステーションの新設の場合は、収集コースの関係で事前協議をお願いします。</p>					形状		具体例	補助率	補助金額(上限)	備 考	据置式	箱型	ロッカー、コンテナ等	1個あたり 1/2以内	50,000円/個		構築式	物置型	収納庫(トランクルーム)、物置等	1箇所あたり 8/10以内	1,000,000円/箇所		一部開放型	囲い(コンクリート製、ブロック製、木製等)
形状		具体例	補助率	補助金額(上限)	備 考																				
据置式	箱型	ロッカー、コンテナ等	1個あたり 1/2以内	50,000円/個																					
構築式	物置型	収納庫(トランクルーム)、物置等	1箇所あたり 8/10以内	1,000,000円/箇所																					
	一部開放型	囲い(コンクリート製、ブロック製、木製等)																							
摘 要 (申請手続等)	事業の実施につきましては、事前に見積書等の事業内容がわかるものを町民課環境衛生係に提出してください。内容確認後に申請書等を提出していただくことになります。																								

担当課：町民課（76-0205）

⑮

補助金名	八頭町ごみ散乱防止ネット購入費補助金	
補助事業概要	ごみステーションでのネット購入の経費に対し補助するもの。	
補助金の額 (限度額等)	○補助金額 購入価格の1/2以内（上限3,000円） ※ごみステーション1カ所につき1枚まで。 ※過去に補助対象となったごみステーションは対象外。	
摘 要 (申請手続等)	・申請書の提出は、ネットを購入しごみステーションに設置した後に行ってください。 ・申請書には、領収書の写し（購入金額がわかるもの）、位置図、写真（ネット設置）が必要です。	

担当課：町民課（76-0205）

## 令和6年度予算会計別対前年度比較表

(単位:千円,%)

会計名	令和6年度	令和5年度	比較	
			増減額	増減率
一般会計	11,660,000	11,690,000	△ 30,000	△ 0.3
国民健康保険特別会計	1,861,000	1,872,000	△ 11,000	△ 0.6
簡易水道特別会計	0	285,000	△ 285,000	皆減
簡易水道事業会計	282,000	0	282,000	皆増
公共下水道特別会計	0	536,000	△ 536,000	皆減
農業集落排水特別会計	0	601,000	△ 601,000	皆減
下水道等事業会計	1,335,000	0	1,335,000	皆増
介護保険特別会計	2,331,000	2,486,000	△ 155,000	△ 6.2
宅地造成特別会計	3,000	3,000	0	0.0
墓地事業特別会計	900	700	200	28.6
後期高齢者医療特別会計	271,800	226,500	45,300	20.0
上私都財産区特別会計	5,400	5,400	0	0.0
市場、覚王寺財産区特別会計	300	180	120	66.7
上津黒、下津黒財産区特別会計	7,000	3,600	3,400	94.4
篠波財産区特別会計	15,000	16,800	△ 1,800	△ 10.7
大江財産区特別会計	6,000	6,900	△ 900	△ 13.0
全会計合計	17,778,400	17,733,080	45,320	0.3

## 令和6年度一般会計予算・款別予算一覧表

(歳入)

款		令和6年度 当初予算額	令和5年度 当初予算額	比較
1	町税	1,252,104	1,321,879	△ 69,775
2	地方譲与税	123,341	108,592	14,749
3	利子割交付金	869	926	△ 57
4	配当割交付金	7,588	7,223	365
5	株式等譲渡所得割交付金	6,891	6,342	549
6	ゴルフ場利用税交付金	134	2,025	△ 1,891
7	地方消費税交付金	361,880	362,824	△ 944
8	自動車税環境性能割交付金	8,410	6,180	2,230
9	法人事業税交付金	16,675	15,757	918
10	地方特例交付金	73,872	10,239	63,633
11	地方交付税	5,200,700	5,136,900	63,800
12	交通安全対策特別交付金	852	935	△ 83
13	分担金及び負担金	27,065	27,163	△ 98
14	使用料及び手数料	64,520	64,317	203
15	国庫支出金	1,025,137	1,332,648	△ 307,511
16	県支出金	1,051,321	993,997	57,324
17	財産収入	42,366	40,847	1,519
18	寄附金	153	153	0
19	繰入金	880,396	734,052	146,344
20	繰越金	70,000	70,000	0
21	諸収入	142,226	209,101	△ 66,875
22	町債	1,303,500	1,237,900	65,600
合 計		11,660,000	11,690,000	△ 30,000

(歳出)

(単位:千円)

款		令和6年度 当初予算額	令和5年度 当初予算額	比較
1	議会費	106,230	93,478	12,752
2	総務費	1,718,215	1,466,315	251,900
3	民生費	3,621,473	3,468,953	152,520
4	衛生費	696,082	662,997	33,085
5	農林水産業費	1,403,594	1,365,993	37,601
6	商工費	119,119	120,271	△ 1,152
7	土木費	657,293	889,634	△ 232,341
8	消防費	450,235	350,835	99,400
9	教育費	1,491,820	1,924,527	△ 432,707
10	災害復旧費	3	3	0
11	公債費	1,346,731	1,297,484	49,247
12	予備費	49,205	49,510	△ 305
合 計		11,660,000	11,690,000	△ 30,000

増減率	-0.26%
-----	--------

# 「集落支援制度」について

## 1. 目的

集落の自主防災組織の初動体制の確立と災害に対する心構えの育成等を目的に、集落支援職員を設置する。

## 2. 支援体制と概要

集落に町職員原則1名を支援職員(集落と行政のパイプ役)として配置し、自主防災活動への支援やその他集落の必要とする支援を行い、より一層の地域の安全と活性化を目指すものです。

## 3. 具体的な活動内容

- ①防災訓練、防災体制づくりの支援
- ②その他の集落支援

# 空き家を貸しませんか？売りませんか？

売りたいけど、どこに相談すればいいの？



親から引き継いだ財産を有効活用したい



いつまでも空き家だと管理が大変だなあ



「八頭町空き家バンク」では、空き家を借りたい方・買いたい方を見つけるお手伝いをしています。近年、UIターン者等の利用希望者からの問い合わせが増える一方で、登録された空き家が少なくなっており、住居が不足しています。

空き家の利活用促進と、集落内の空き家所有者の方への働きかけに、ご理解ご協力をお願いします。

## 八頭町空き家バンク

所有者から提供された空き家情報を、利用希望者へ紹介する制度

### ■ 空き家バンク登録の流れ

- ①申請  
町へ申請書など必要書類を提出
- ②確認・調査  
町が物件の現地調査（写真撮影）
- ③登録  
町ホームページ等で情報発信

※空き家の管理は、所有者が行う必要があります。

### Q 家財が残っているけど・・・

撤去費用を補助します。（要件あり）  
借主/買主の同意の上、そのまま使ってもらえる事例もあります。

### Q 古いので修繕しないと住めないかも

修繕費用を補助します。（要件あり）  
借主/買主向けの補助制度もあります。  
※大規模な修繕が必要なものは登録をお断りする場合があります。

### Q 広い家でも買い手が見つかる？

お店やシェアハウスとして利用される事例もあります。

## 空き家バンクに関する窓口

八頭町 地域戦略室 空き家利活用担当

TEL：0858-76-0213

受付：月～金／午前8時30分～午後5時15分

E-Mail：yazu-akiya@town.yazu.tottori.jp

空き家の改修補助金についてもご案内します。  
まずはお気軽にお問い合わせください。

八頭町 空き家バンク



## 専門家による総合相談窓口

とっとり空き家利活用推進協議会

「とっとり暮らし住宅相談員」

TEL：090-4659-1908（東部地区担当）

受付：月～金／午前9時～午後4時30分

HP：https://akiya-rikatsuyou.org/

相続から管理のことまで空き家相談をワンストップで受付！宅建協会、建築士会、司法書士会、土地家屋調査士会からなる総合相談窓口です。

とっとり空き家利活用



空き家の所有者・管理者の皆様へ

空き家を適切に管理していますか？

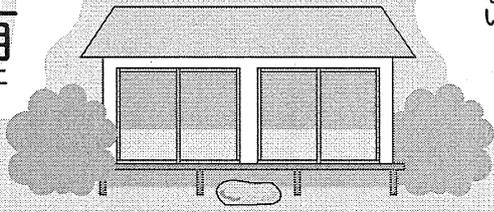
あなたの空き家は  
大丈夫ですか？

空き家や活用頻度が少なくなった建物を放置すると、  
ご近所や地域の方に迷惑をかけてしまうことがあります。

盆や正月に使うけど、最近は帰省できていない。

こんな場合は要注意！

物置として使っているが、たまにしか用事がない。



建物は定期的なメンテナンスをしなければ老朽化が進み、周囲への悪影響につながります。

あなたの空き家管理  チェックポイント

- 屋根**
  - 瓦などの仕上材の浮き・ズレ
  - アンテナの傾き・落下・固定器具の破損
- 軒裏**
  - 軒天材のひび割れ・シミ・破損
- 外壁**
  - 壁仕上材のひび割れ・穴・剥がれ・シミ
- 敷地内**
  - 樹木・雑草の繁茂
  - 塀のひび割れ・穴・傾き
  - 病害虫等の発生 (ハチ・ネズミ等)
  - ゴミの不法投棄
- 土台・基礎**
  - 土台のひび割れ・腐朽・破損
  - 基礎のひび割れ・破損
- 雨どい**
  - ズレ・落下・破損
- 窓・扉**
  - ひび割れ
  - 開閉不良・スキ間
- 屋内**
  - 天井や壁、床の雨漏り・ひび割れ・シミ・カビ
  - 床の傾き・沈み
  - 戸の開閉不良
  - 壁の剥がれ

大切なお家、老朽化させないようにしましょう！

さらなる安心のために

- ・ご近所の方へ連絡先を伝えておくと、建物に異常があったときの連絡に便利です。
- ・もしもの火災や盗難等に備えて、保険に加入すると安心です。

自分で  
管理することが  
難しいわ…。



空き家には  
適切な管理が  
必要です！

使う予定は  
ないけれど、  
自分で管理するよ！



## ① 定期的なメンテナンスを しましょう。

今すぐ出来る！  
簡単な  
空き家メンテナンス！

- 窓、間仕切り、引き戸、押し入れやクローゼットを開放し、通風・換気をする。
- 室内・外回りの簡単な清掃をする。
- すべての蛇口の通水をし、すべての排水溝に水を流す。
- 草刈りや庭木の剪定をする。
- 郵便物、配達物を確認する。
- ガスボンベ・各種メーターを確認する。

- ② 管理が大変な場合は、  
管理業者に委託してみましょう。
- ③ 登記の状況なども確認しましょう。
- ④ 今後の活用については、  
ご家族と相談しておきましょう。

他の人に使ってもらおう

### 賃貸する

不動産業者に仲介を依頼するのが一般的です。水回りの改修や、借り手の改修が可能なDIY型賃貸にすると借り手がつきやすくなります。

### 事業に活用する

例えば、近年は新たな法制度により、住宅のまま「民泊」事業に活用することも可能になっています。

手放す

### 売却する

次の所有者に活用してもらうことも一つの手段です。売却価格の相場などは不動産業者等に相談してみましょう。

### 解体する

老朽化が著しい場合は、解体を検討しましょう。費用はかかりますが、維持費や心理的な負担も軽くなり、跡地の有効活用も見込めます。

お持ちの空き家についての相談は、担当窓口までお問い合わせください。

利活用や空き家バンクについての相談はこちら：八頭町地域戦略室 0858-76-0213  
放置された危険な空き家についての相談はこちら：八頭町企画課 0858-76-0212

また、鳥取県では、不動産に関わる専門家団体で組織する「とっとり空き家利活用推進協議会」が、  
空き家のワンストップ相談窓口を開設しています。こちらもご利用ください。

とっとり空き家利活用推進協議会

〈電話受付〉  
月～金 9:00～16:30 (東部) ☎090-4659-1908 (中部) ☎080-2929-8172 (西部) ☎080-2929-8173

# 令和6年4月から ごみの分別区分が一部変わります！

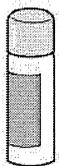
令和6年4月1日より、ごみの分別区分が一部変更になります。  
適正に分別して、ごみステーションに出していただきますよう、ご理解とご協力をお願いします。

## 変更内容

- ①「スプレー缶」、「カセットボンベ」、「ライター」、「小型充電式電池使用製品」は「有害ごみ(新設)」に出してください。
- ②「白色トレイ」は「プラスチックごみ」に出してください。

### ○令和6年3月31日まで

#### 小型破碎ごみ



スプレー缶



カセットボンベ

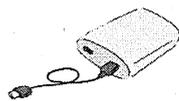


ライター

(※オイル式ライターは、中身を空にして「小型破碎ごみ」に出してください。)



小型充電式電池使用製品  
(※電池の取り外しが困難なもの)



### ○令和6年4月から

#### 有害ごみ(新設)

・スプレー缶、カセットボンベ、ライターは、使い切るかガス抜きをして必ず中身を空にして出してください。

・スプレー缶、カセットボンベの穴開けは不要です。(※穴を開けてしまったものでも「有害ごみ」に出してください。)

・中身があるものは、回収できません。

・中身を使い切れない場合は、次の場所に直接、お持ちください。

・鳥取県東部環境クリーンセンター(鳥取市伏野2220)

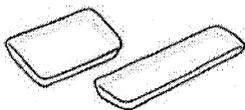
TEL0857-59-1802 (※有料)

・八頭町役場各庁舎設置の回収ボックス(※ライターのみ)

・収集頻度は、月1回です。

・袋に入れず、直接、収集カゴに入れて下さい。

#### 白色トレイ



食品用発泡スチロールトレイ(白色のみ)



#### プラスチックごみ

・軽く水洗いして、指定ごみ袋に入れて出して下さい。

※色付きトレイは、従来どおり「プラスチックごみ」です。

※「家庭ごみの分別と出し方手引き(令和6年4月改訂版)」を令和6年2月末頃に全戸配布していますので、詳しくは手引きをご確認ください。

## お問い合わせ

八頭町役場町民課(☎0858-76-0205 FAX0858-73-0147)



# ごみの学習会(出前講座)を開催してみませんか？

## ～ 利用のご案内～

町職員が皆様のお近くにお伺いして、ごみに関する学習会を開催します。  
ごみについて、普段から疑問に思っていることをこの機会に解決してみませんか？  
学習会開催の申込方法等は次のとおりです。どうぞ、お気軽にお申込みください。

### 1 申込方法について

・学習会開催希望日の1か月前までに「申込書」(裏面様式)を役場町民課へ提出願います。(郵送・FAX・メール可)

※「申込書」は八頭町ホームページからダウンロードすることもできます。

- ・申し込みができる方は、集落(自治会)、老人会、婦人会などの団体です。
- ・開催希望日程を2回分程度、「申込書」にご記入ください。  
(※平日の夜や土日等も可能ですが、ご希望にそえない場合もあります。)

### 2 学習会の会場について

- ・集落公民館などお近くの会場にお伺いします。

### 3 学習会の内容について

- ・ごみの分別方法やごみの減量など、ご希望の学習会内容を「申込書」に記入してください。

※全体の所要時間は20分～30分程度の予定ですが、ご希望の内容や所要時間などがありましたらご相談ください。

### 4 その他

- ・会場設営等のご協力をお願いします。(学習会は無料)



#### 【お問い合わせ】

〒680-0493

鳥取県八頭郡八頭町郡家493

八頭町役場町民課 環境衛生係 TEL:0858-76-0205 Fax:0858-73-0147

メールアドレス:choumin@town.yazu.tottori.jp

## 「ごみの学習会」申込書

八頭町役場町民課 環境衛生係 行  
(FAX: 0858-73-0147)

団体名 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

連絡担当者氏名 \_\_\_\_\_

連絡先 \_\_\_\_\_

	開催希望日及び開催希望時間	開催場所
第1希望	令和 年 月 日( )	
	午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで	
第2希望	令和 年 月 日( )	
	午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで	

○参加予定人数 \_\_\_\_\_ 人程度

○学習会の内容 (学習会で特に取り上げてほしい内容があれば、ご記入ください。)

○質問等 (事前にごみに関する質問等があれば、ご記入ください。)

マイナンバーカードがあれば

# え!? コンビニで 住民票が取れる!?

マイナンバーカードを使って  
「住民票の写し」や「各種証明書」を  
全国のコンビニ等で取得できます。

いつでも! どこでも! 簡単に!

### 利用できる店舗

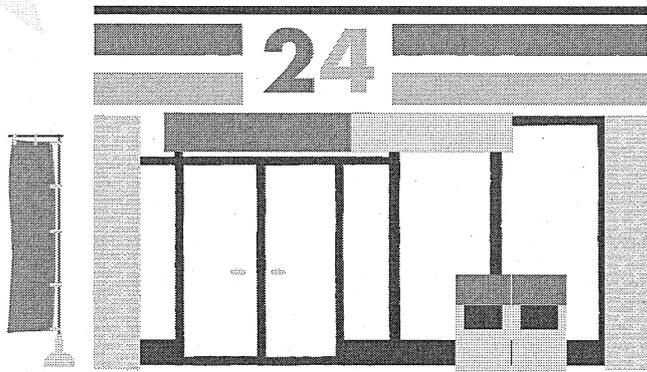
- ◇ ローソン、ファミリーマート、セブンイレブンなど
- ※マルチコピー機が設置されている店舗に限ります。▶

### 利用時間

- ◇ 午前6時30分から午後11時まで  
(12月29日から1月3日とメンテナンス日はご利用いただけません)



※ご利用には4桁の暗証番号が必要です。  
※利用者証明用電子証明書が搭載されていないとご利用できません。



コンビニで  
各種証明書が  
取得できるから  
便利です!

証明書取得後のデータは一切残りませんので、ご安心ください

◇ 交付手数料は窓口申請時より50円安くなります。

取得できる証明書	取得できる範囲	手数料
住民票の写し	本人及び同一世帯のみ	250円
印鑑登録証明書	八頭町で印鑑登録されている本人のみ	250円
所得課税証明書	本人のみ(最新のものに限り)	250円

※一通の価格です

# マイナンバーカードが健康保険証として利用できます!

どうやって使うの?

スッと置いてピッと認証!

とっても簡単!

医療機関や薬局の受付でマイナンバーカードを顔認証付きカードリーダーに置いて本人確認!

どこで使えるの?

利用できる医療機関・薬局は下のステッカーやポスターが目印です。また、厚生労働省HPでも案内しています。

ステッカー

ポスター

厚生労働省ホームページ

どないいいことがあるの?

本人が同意をすれば、初めての医療機関等でも、特定健診情報や今までに使った薬剤情報が医師等と共有できる!

マイナポータルで自身の特定健診情報や薬剤情報・医療費通知情報が閲覧できる!

マイナポータルを通じた医療費通知情報の自動入力、確定申告の医療費控除がよりカンタンに!

限度額適用認定証がなくても高額療養費制度における限度額を超える支払が免除される!

就職・転職・引越をしても健康保険証としてずっと使える! 医療保険者が変わる場合は、加入の届出が引き続き必要です。

※従来の健康保険証が利用できなくなるわけではありません。

利用には申込が必要です 申込はカンタン!

●スマホ(PC)で申込

準備するもの

- ①申込者本人のマイナンバーカード+暗証番号(数字4桁)
- ②マイナンバーカード読取対応のスマホ(又はPC+ICカードリーダー)
- ③アプリ「マイナポータルAP」のインストール

iPhone

Android

●セブン銀行ATMでも申込できる!

●八頭町役場町民課/船岡住民課/八東住民課窓口でも申込できる!

申込方法は特設ページでも確認できます!

[https://myna.go.jp/html/hokenshoriyu\\_top.html](https://myna.go.jp/html/hokenshoriyu_top.html)

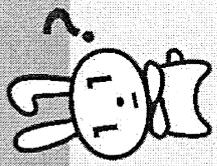
健康保険証利用申込のお問い合わせ

マイナンバー総合フリーダイヤル

0120-95-0178

音声ガイダンスに従って「4→2」の順にお進みください。

受付時間(受付終了) 平日:9時30分~20時00分 土日祝:9時30分~17時30分



## よくある質問

Q

マイナポータルから転出届を提出できるのはどんな人ですか？

電子証明書が有効なマイナンバーカードをお持ちの方で、日本国内での引越しをする方が利用できます

Q

代理人によるマイナポータル経由での転出届の提出はできますか？

同一世帯に属する方が代理人であれば手続可能です  
(例) 大学進学時に子どもが一人暮らしを始める際、親が手続をするケース  
同一世帯に属さない方は代理で手続できません

Q

同一世帯の家族などの届出を一緒にできますか？

同一世帯に属する方であれば、一緒に届出していただくことができます

Q

今後、転出届を提出する場合は、必ずマイナポータルから提出することになるのですか？

これまでどおり、窓口での提出や郵送による提出も可能です



詳しくはデジタル庁ホームページをチェック！ ➔

本サービスやマイナンバーカード等についてのお問い合わせ

マイナンバー総合フリーダイヤル

0120 - 95 - 0178

受付時間  
平日: 9時30分～20時00分  
土日祝: 9時30分～17時30分(年末年始を除く)

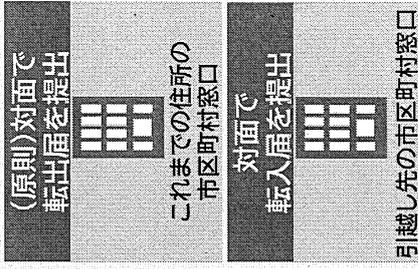
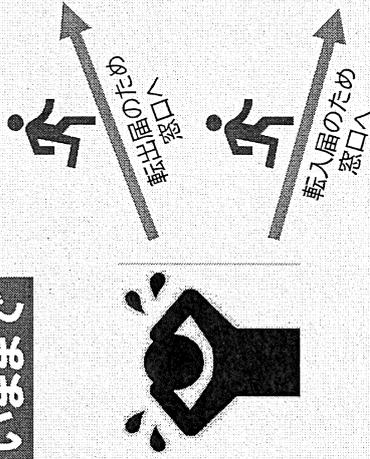
(本サービスに関するお問い合わせについては、音声ガイダンスに従い「4番:マイナンバー」を指定してください)  
(紛失・盗難によるマイナンバーカードの一時利用停止については24時間365日受付しています)

## ご存じですか？

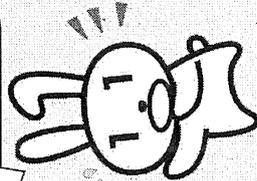
2023年2月6日スタート！

マイナンバーカードをお持ちの方は、  
マイナポータルから**転出届**を  
オンラインで提出できます！

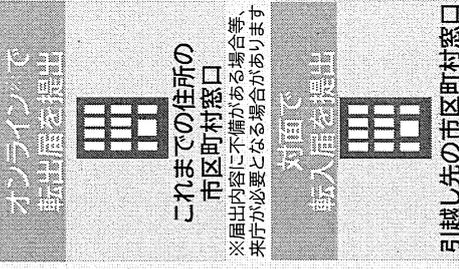
### いままで



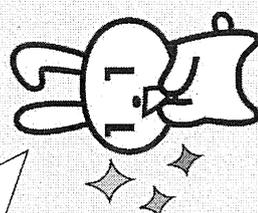
引越し前後で  
両方の窓口に行くの  
は大変...



### これから



引越し先の  
窓口だけに  
行けばOK！



マイナポータルへの  
アクセスはこちら➔  
(ご利用には別途マイナポータル  
アプリのダウンロードが必要です)

### 3つのメリット

**オンラインで  
できる!**

(これまでの住所の市区町村  
窓口原則行かなくてよい)

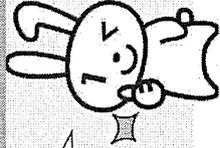
**いつでも  
できる!**

(窓口開庁時間を  
気にせず手続できる)

**手続漏れ・持ち物  
忘れを防止できる!**

(引越し先の市区町村窓口で  
必要な手続や持ち物がわかる)

日本全国どこに引越す時も使えるよ!  
世帯での引越しても使えるよ!



オンラインで簡単に!

### 手続の流れ

STEP1

マイナポータルへアクセス

STEP2

届出情報等の入力

STEP3

電子署名 & 送信

**手続完了!**

- ✓ 市区町村窓口から入力内容の不備等による連絡があった場合は、その内容に従って対応してください。
- ✓ マイナポータルから転出届の提出を行った後は、各種案内に沿って、引越し先の市区町村窓口で転入届等の手続を行ってください。

準備するもの

電子証明書が有効なマイナンバーカード

(暗証番号が必要になります)

マイナポータルにアクセスする端末(スマートフォン・PC)

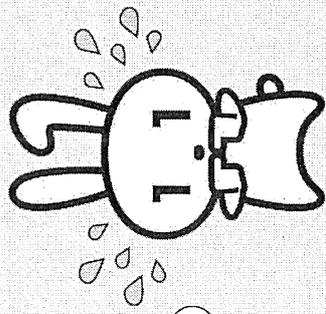
連絡先電話番号

新しい住所

### こんな時に便利! ~ 急な引越し編 ~

急な引越しが決まった時にも...

- 急に転勤が決まったけど、引継ぎもあるし平日に休める日がない
- 引越しまで時間が無いから土日は新居探いや荷造りに充てたいなあ



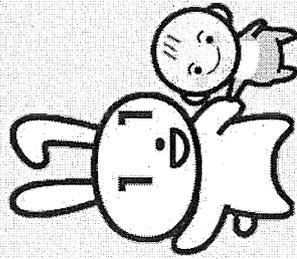
24時間365日\*、時間を気にせず手続できるから  
平日の仕事終わりなど、空き時間に転出届が可能!

\*システムメンテナンス等により利用できない場合もございます。その場合はマイナポータル等でお知らせします

### こんな時に便利! ~ 小さなお子様がいる編 ~

小さなお子様がいらっしゃるご家庭でも...

- 小さな子どもを連れて遠くの窓口に行くのは大変
- 今の時期は窓口が混んでいるから、子どもが待たせてもらえるかなあ



マイナポータルから手続すれば

転出届のために市区町村窓口に行く必要ナシ! \*

\* 届出内容に不備がある場合等、来庁が必要となる場合があります

# 重点課題1

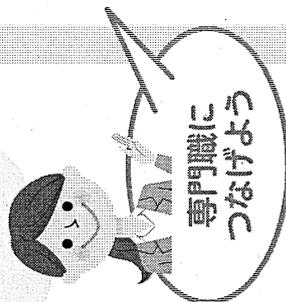
# まちづくり委員会の設立と機能強化

地区単位に基盤となる拠点を整備し、行政や地域住民、あらゆる分野の専門職が協働で地域づくりを進めます。

## 地域福祉の拠点

### 相談支援機能

- 地区総合相談窓口
- 住民参加による地域での見守り・相談・早期発見・専門支援へのつなぎ
- 福祉情報の提供・発信



(心配なので声をかけてみよう) いつもとちがうどうしたの?

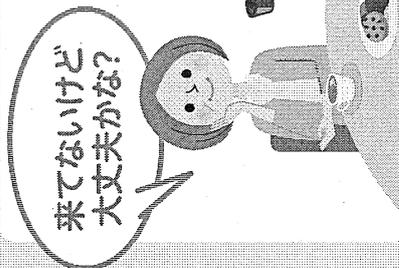


### 生活支援機能

- 日常生活支援や支え合いの仕組みづくり
- 集落サロンの活動支援 ● ボランティアの人材育成
- 移動支援 ● 地域防災への備え

ちょっとした事なら手伝うよ

### 社会参加・交流機能



健康づくり

一緒になら頑張れるよね

人と関わる場所

安心してすごせる場所

生きがいづくり

## 民生委員・児童委員の概要

### <選任基準>

- ・社会福祉に対する理解と熱意があり、地域の実情に通じ、積極的な活動のできる者
- ・原則として75歳未満（選任時）

### <民生委員・児童委員とは>

#### ○地域の身近な相談相手、その内容に応じて関係機関への「つなぎ役」になります。

民生児童委員は、自らも地域住民の一員として、それぞれが担当する区域(集落)において、生活上のさまざまな相談に応じ、行政をはじめ、適切な支援やサービスへの「つなぎ役」です。

民生委員は民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱されます。児童福祉法による児童委員を兼ねています。地域福祉を担うボランティアとして、非常勤の地方公務員としても位置付けられ、**守秘義務**を課されています。児童に関することを専門に担当する主任児童委員も配置されています。八頭町は民生児童委員66名、主任児童委員3名が配置されています。

### 地域の中での具体的な活動事例

- ・ひとり暮らし高齢者の見守り安否確認。定期的に訪問し、困っていることがないか伺う。
- ・高齢者、障がい者など、支援を必要とする方を、行政に伝えて支援につなげる。
- ・生活困窮世帯に対して、生活保護や生活福祉資金の借り入れなど制度の利用につなげる。
- ・旧小学校区単位で組織されるまちづくり委員会の活動へ参画する。
- ・小中学生の通学時間にあわせて、見守りを兼ねたあいさつ運動に参加する。
- ・避難行動要支援者台帳を活用し、災害に備えた地域の避難支援体制づくりに協力する。 など

### <民生児童委員協議会(民児協)としての活動>

- ・民生児童委員は八頭町民生児童委員協議会（民児協）に所属しますが、主な活動は郡家・船岡・八東地域それぞれに組織された支部を中心に活動します。
- ・町事業(要支援者の把握、証明事務やあて職)や町社会福祉協議会事業への協力、視察研修など
- ・毎月1回 定例会へ出席。定例会の内容は各種研修と情報交換など。
- ・県民生児童委員協議会やその他の機関が主催する研修会への参加し、知識の習得に努めます。

### <活動手当>

民生委員には、報酬は支給されませんが、活動に対する実費弁償（交通費等）として、県から年間60,200円、町から年間34,200円の活動手当が支給されます。

### <任期>

3年（現在：令和4年12月1日～令和7年11月30日まで）



八頭町民生委員・児童委員名簿

氏名	担当集落名
勝原 章雄	姫路・明辺・落岩
西尾 幸子	山志谷・麻生
大野 裕二	福地・野町
山下小枝子	覚王寺・東市場
熊澤 淑子	市場
衣笠 忠久	上津黒・下津黒
西尾 和博	別府・篠波
竹嶋 健一	延命寺・上大坪・下大坪
明治登茂恵	奥山上・口山上・上峰寺 下峰寺
田中 博明	山田・山路・花原
岸本 慶子	井古・稲荷・若葉
和泉藤吉郎	堀越・宝
田村 和典	下坂・奥谷
小谷 慶實	下門尾・門尾
聲高 正人	カーサこおげ ドミールこおげ
市村 裕子	福本・賀茂町・さつきヶ丘 天王木・はなさき台
未定	フローラル
草刈 康明	宮谷・のぞみ・つつみヶ丘 ひかりヶ丘
高橋 耕作	郡家東区
竹内 恵子	郡家中区・郡家北区
横山 栄子	郡家西区 1～4 班
湯ノ口悦子	郡家西区 5～6 班
未定	南ヶ丘・あおば台
未定	すくも塚・さくら台
未定	池田
田嶋 敏子	久能寺・緑ヶ丘 ヒルズさくら坂
宮田 敬子	万代寺・上万代寺 石田百井
森木 雅彦	米岡・土師百井 土師百井二
未定	国中一区・国中二区
平木 文子	大門・花
岡村洋一郎	郡家殿・市谷
平木 信一	西御門

令和6年2月1日現在（敬称略）

氏名	担当集落名
岡田 峰男	大江
林 幸伸	下野
勝連 隆志	橋本
岸田貴美子	塩上・水口
石井 義則	船岡殿
岡島 吉正	下町・丸山
小嶋 昇	坂町上
佐々木 豊	坂町下
小嶋 宏	上町・下濃
未定	坂田・薬師
歳岡 誠司	破岩・新庄
上田ひとみ	福井・隼福
西川 収	上野上・上野
植田 幸秀	隼郡家・見槻中
山根 政恵	見槻・西谷・志子部
西川 唯子	上日下部・下日下部
未定	安井宿・桜ヶ丘
田中信一郎	小別府・新興寺
稲中 豊昭	横田・茂田
細田 利夫	才代二
北本喜久江	才代一・才代団地・竹市
川村 忠幸	東一・東二
高橋 淑子	三浦・佐崎・岩瀬
坂根 實豊	奥野・茂谷・清徳・三山口 鍛冶屋・小畑団地
加藤 正広	皆原
田中伊知郎	下徳丸・上徳丸
橋本 祐磨	下南・重枝
宗元 英敏	中南・南団地
竹内百合子	上南・島
田中美佐子	北山
森田 洋午	富枝・細見
藪田美知男	志谷・中・稗谷
七理 章子	日田
未定	用呂

主任児童委員名簿

氏名	担当地域
山邊 明美	郡家地域
西村 純子	船岡地域
加藤 邦雄	八東地域

## 令和6年度八頭町体育協会町民大会等予定表

令和6年度 八頭町体育協会主催並びに各専門部主催大会を以下のとおり開催する予定です。町民大会が近づきましたら各集落の関係者（郡家地域は体育委員さん及び区長さん、船岡・八東地域は公民館長さん）へ大会要項等をお届けいたしますので御確認ください。  
また、各専門部主催の大会、教室、練習日も掲載しておりますので、御希望の方は気軽にお問合せください。

### 【町民大会関係】

開催月日			大会名	参加資格 (詳しくはお問合せください)	会場
月	日	曜日			
4	未定		八頭町武道大会（剣道の部）	-	郡家武道場
	21	日	八頭町少年野球大会	町内スポーツ少年団	八東球場
	29	昭和の日	八頭町武道大会（空手道の部）	-	郡家武道場
	未定	日	八頭町武道大会（柔道の部）	-	郡家武道場
5	未定		八頭町壮年ソフトボール大会	集落(近隣集落との合同可)	八頭町内グラウンド
6	9	日	八頭町バレーボール大会	集落(近隣集落との合同可)	船岡トレーニングセンター
	16	日	八頭町親善グラウンド・ゴルフ大会	-	八東川水辺プラザ河川公園
	23	日	八頭町バドミントン大会	集落(近隣集落との合同可)	八頭中学校体育館、郡家体育館
7	7	日	八頭町ソフトテニス大会	集落、合同チーム	八東総合運動公園屋内多目的運動場
8	上旬		八東地域ゲートボール大会	町ゲートボール部員	八東総合運動公園屋内多目的運動場
	24.25	土、日	第25回 県民スポーツ・レクリエーション祭（水泳）	-	どらドラパーク米子水泳場
9	下旬	日	八頭郡駅伝競走大会	-	若桜町～八頭町
10	6	日	八頭町ベタンク大会	小学生以上、集落、合同チーム	郡家多目的広場（郡家ふれあいドーム横）
	14	スポーツの日	第16回 森下広一杯八頭町マラソン大会	-	船岡コース
	19.20	土、日	第25回 県民スポーツ・レクリエーション祭（秋季）	-	県内各所
11	未定		八頭町ゲートボール大会	町ゲートボール部員	八東総合運動公園屋内多目的運動場
	中旬	日	八頭町駅伝競走大会	集落、合同チーム	船岡庁舎前発着
	17	日	八頭町スポーツフェスタ	-	船岡トレーニングセンター
12	8	日	八頭町民卓球大会	集落、合同チーム	郡家体育館
1	2	木	新春マラソン大会&ウォーキング大会	-	八東庁舎前発着

## 令和6年度上半期 移動図書館車 巡回予定表

国中・大御門コース		私都コース	
4月	4/9 4/23	4月	4/5 4/19
5月	5/7 5/21	5月	5/10 5/24
6月	6/11 6/25	6月	6/14 6/28
7月	7/9 7/23	7月	7/12 7/26
8月	8/6 8/27	8月	8/9 8/30
9月	9/10 9/24	9月	9/13 9/27
巡回時間	火曜日	巡回時間	金曜日
13:35~13:50	池田 集落	13:20~13:35	山田公民館
13:55~14:10	米岡集会所	13:40~13:55	上峰寺集会所
14:15~14:30	河原駅前	14:20~14:35	野町公民館
14:40~14:55	西御門山ノ手集会所	14:40~14:55	市場集落
		15:00~15:15	延命寺公民館
		15:20~15:35	下私都改善センター

船岡コース		八東コース	
4月	4/2 4/16 4/30	4月	4/12 4/26
5月	5/14 5/28	5月	5/17 5/31
6月	6/18	6月	6/21
7月	7/2 7/16 7/30	7月	7/5 7/19
8月	8/20	8月	8/2 8/23
9月	9/3 9/17	9月	9/6 9/20
巡回時間	火曜日	巡回時間	金曜日
13:00~13:15	隼Lab.	13:40~13:55	皆原農村婦人の家
13:25~13:40	西谷生活改善センター	14:00~14:15	尾崎医院駐車場
14:15~14:30	水口でこの館	14:25~14:40	安部地区福祉施設
		14:45~15:00	新興寺集落

## 令和6年度 主な年間行事予定表

月	日	曜日	内 容	担 当 課
4	3	水	町内保育所入所式	町民課
	10	水	町内小中学校入学式(中学校…午前、小学校…午後)	学校教育課
	17	水	自警団連絡協議会(船岡地区)	防災室
	18	木	自警団連絡協議会(郡家地区)	防災室
	19	金	自警団連絡協議会(八東地区)	防災室
	下旬	未定	ふなおか竹林まつり	産業観光課(商工観光室)
5	未定	未定	姫路公園まつり	産業観光課(商工観光室)
	中旬	未定	八頭町人権教育推進協議会総会(中央公民館)	人権推進課
	19	日	郡家東小学校、船岡小学校、八東小学校運動会	学校教育課
	25	土	郡家西小学校運動会	学校教育課
6	月上旬	未定	扇ノ山やま開き(姫路公園コース)	産業観光課(商工観光室)
	16	日	東部地区消防ポンプ操法大会(八頭町)	防災室
	30	日	人権尊重のまちづくり講演会	人権推進課
7	7	日	鳥取県消防ポンプ操法大会(米子市)	防災室
	中旬	未定	八東ふるりの森イベント	産業観光課(商工観光室)
	20~21	土・日	八東解放文化祭(中央人権啓発センター)	中央人権啓発センター
8	4	日	クリーンクリーン大作戦(全町)	建設課
	未定	日	第14回隼駅まつり(予定)	
	未定	未定	環境美化推進委員会(中央公民館)	町民課
	未定	未定	第18回八頭町きらめき祭	産業観光課(商工観光室)
9	1	日	八頭町防災訓練	防災室
	7	土	八頭中学校運動会	学校教育課
10	14	月	第16回森下広一杯八頭町マラソン大会	教育委員会
	19	土	第7回子育て支援フェスタinやず	町民課
	26~28	土~月	船岡人権啓発センターまつり(船岡人権啓発センター)	中央人権啓発センター
	下旬	未定	八頭町マルシェ2024	産業観光課(商工観光室)
11	9~15		秋季全国火災予防運動(9~15日)	防災室
	11	月	八東保育所防火パレード	防災室
	中旬		郡家地域自警団合同演習	防災室
	中旬		八東地域自警団ポンプ点検・防火パレード	防災室
	中旬		船岡地域自警団合同演習	防災室
	中旬		船岡保育所防火キャラバン隊	防災室
	10	日	休日集団検診	保健課
	中下旬		男女共同参画フェスティバル	男女共同参画センター
	23~25	土~月	郡家部落解放文化祭(郡家人権啓発センター)	中央人権啓発センター
下旬		令和6年度第2回区長会	総務課	
12	1	日	第19回八頭町部落解放研究集会	人権推進課
	15	日	休日集団検診	保健課
1	3	金	令和7年はたちのつどい	教育委員会
	11	土	八頭町交通指導員仕事始め式	防災室
	12	日	八頭町消防団出初式	防災室
	26	日	八頭町文化財防火デー	防災室
	19	日	休日集団検診	保健課
2				
3	1~7		春季全国火災予防運動(1~7日)	防災室
	2	日	八東地域自警団合同演習	防災室
	未定	未定	八頭中学校卒業式	学校教育課
	19	水	町内小学校卒業式	学校教育課
	未定	未定	町内保育所卒園式	町民課

みなさんの  
自立した暮らしを  
サポートします。

**秘密厳守**  
ご家族や周りの方からの  
相談も受け付けています。

**相談無料**  
困っていること、  
お気軽にご相談ください。

八頭町福祉相談支援センター

# ほっと

- こころ** (Heart): ひきこもりになつてしまつた
- 生活** (Life): 家庭の事など不安がいっぱい
- 仕事** (Work): なかなか仕事が見つからない
- お金** (Money): 借金の返済が大変
- 健康** (Health): 病気になつてしまった

暮らしの中の不安や困りごとを抱えて  
周りに頼れる人がいない... など

**相談支援員と一緒解決しましょう!**



## ひとりで悩まないでまずはご相談ください

失業や非正規雇用、低収入などが増え、働ける世代の生活保護受給者も増加しています。また、経済的な問題だけではなく、心身の問題、家庭の問題などさまざまな問題が複合的に絡み合っていることも多くあります。

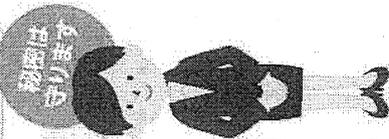
しかし、単身世帯やひとり親世帯の増加、近所づきあいの希薄化などによる社会的孤立によって、誰にも相談できないうつ状態も広がっています。

それらの生活上の悩みを抱える方々を支援し、生活をより良いものとして、自立につなげられるように「自立相談支援」の役割をもった「八頭町福祉相談支援センター「ほっと」」ができました。相談内容に応じて、専門機関と協力し継続的に支援を行います。



生活の困りごとをどこに相談したらよいか  
わからない。  
借金があり、生活の見通しが立たない。  
働きたいが自分に合った仕事が見つからない。  
ひきこもりが長く、この先不致、など

収入が減り、家賃の支払いに困っている。  
電気、ガス、水道などの料金が払えず、止められてしまった。  
ひきこもりが長く、この先不致、など



## 相談の流れ～専任の相談員がお受けします～

### 〈相談支援員〉

相談者から相談を受け、課題の分析やプランの作成、包括的な支援の実施を行います。  
必要に応じて訪問支援なども行います。

- 受け止めます
- お悩みを伺います。
- 生活状況の確認をします。
- 整理します
- 困っていることや問題を整理します。
- 必要計画を一緒に考えます。
- 支援します
- 関係する制度や窓口をご紹介します。
- 関係機関へ同行します。



生活保護を受給していない方で、経済的な問題や家庭の問題などさまざまな生活の困りごとを抱えておられる方、誰にも相談してよいかわからない方など、どなたでも相談できます。相談は無料です。

八頭町福祉相談  
支援センター 「ほっと」

TEL 0858-71-0100

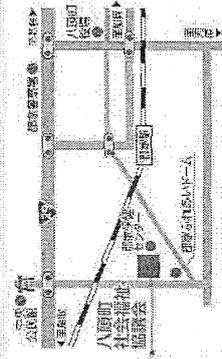
E-mail: soudan@yazu-syakyu.or.jp

住所: 〒680-0463 鳥取県八頭郡八頭町宮谷254-1

八頭町社会福祉協議会内

相談時間 / 8時30分～17時30分

月曜～金曜(祝日・年末年始を除く)

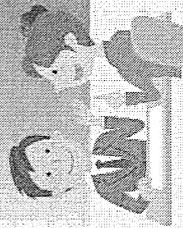


八頭町福祉相談支援センター「ほっと」では

# 家計改善支援事業

を行っています。

このように悩んでいませんか…？



ひとりで悩まないで  
まずはご相談ください。

家計に問題を抱える方からの相談に応じ、相談者とともに家計の状況を明らかにして生活の再建に向けた支援を行います。



秘密 厳守

相談 無料

## 家計改善支援事業とは…？

家計のやりくりがうまくいかない、借金があるなどの課題を抱える方に対し、家計の再建に向けたきめ細やかな相談や債務整理に関する支援を行います。

家計が苦しくなっている要因は、病気・ローンの支払い・生活費・子育て・子どものひきこもり・仕事探しがうまくいかない…など、さまざまです。それぞれの状況に合わせて家計の改善を図ることで、「収入は増えていないが、経済的にゆとりが生まれてきている」、「子どもの進学時の出費が心配だったが、借入れが少額で済むことと返済計画の見通しができ安心した」といった状況へ変わることがあります。

## ④ これからやっていく将来のリスクを乗り越えるため、家計の「見える化」を行い、家計改善に取り組んでみませんか？

家計相談で関わらせていただく支援員は、社会福祉に関する知識・経験をもっており、「家計」や「お金」のことなど、一人一人の悩みに応じた解決策を考え、家計立直しのお手伝いをします。

### 対象者

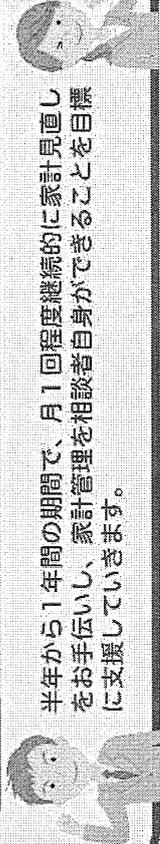
- 八頭町在住の方で家計に関する悩みのある方（生活保護を受給している方は対象外です）

### 相談方法

- 窓口又はお電話で家計改善相談申込をお願いします（相談の日程調整をします）

### 留意事項

- 各支援機関と連携を図るため、相談者の同意を得て情報共有を行います
- 収支状況のわかる書類（領収書等）を一緒に確認させていただくことがあります



半年から1年間の期間で、月1回程度継続的に家計見直しをお手伝いし、家計管理を相談者自身ができることを目標に支援してまいります。

みなさんの自立した暮らしをサポートします。

八頭町福祉相談支援センター

# ほっと

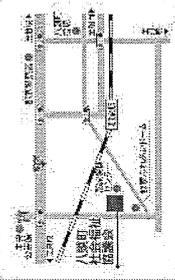
八頭町福祉相談支援センター「ほっと」

〒680-0468 鳥取県八頭郡八頭町西谷2-24-1

TEL 0858-71-0100

E-mail soudan@yazu-syokyo.or.jp

相談時間 8:30~17:30  
月曜～金曜（祝日・年末年始除く）



緑豊かな山間にある

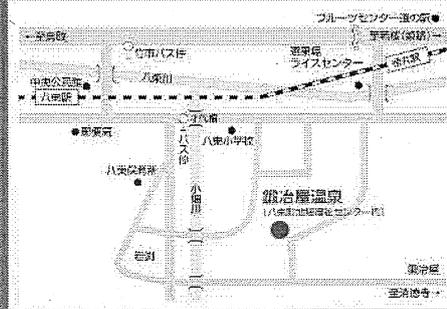
# 鍛冶屋温泉

久遠の湯

四季を楽しみながら  
ゆつくりじつくり温まる  
身体にいいお湯です。

## 鍛冶屋温泉

T680-0532 鳥取県八頭郡八頭町東593-1  
(八東地域福祉センター内)  
<https://www.yazu-onyakyo.or.jp>



- お車で越しの方：鳥取道(旧IC)より国道29号線右折方面へ車で20分
- 公共交通機関で越しの方：若桜鉄道「後丸駅」より徒歩15分

お問合せ先

八頭町社会福祉協議会 八東支所  
〒680-0532 鳥取県八頭郡八頭町東593-1  
TEL:0858(84)2210 FAX:0858(84)2227

### 営業時間

午前9時～午後5時(受付は午後4時30分まで)  
(3月下旬～11月30日の間、土・日・祝日は午後7時まで)

### 定休日

毎週火曜日及び・年末年始(12/29～1/3)  
※火曜日が祝日の場合は営業します。(その場合、本館日は休業します)

### 入浴料

- 八頭町内在住者
  - ・300円[回数券 3,000円(11回分)]
- 八頭町外の方
  - ・400円[回数券 4,000円(11回分)]
- 小学生・身障者等(町内外とも)
  - ・200円[回数券 2,000円(11回分)]

※毎月26日は「風呂の日」  
入浴料100円引き(現金利用のみ)

※タオルの備え付けはしておりません。  
持ち込みもしくは受付カウンターにてご購入ください。

八頭町内で10名以上の団体に限り、  
無料で送迎を致します。

## 無料の休憩室あります



温泉をご利用の方であれば  
どなたでも無料で休憩でき  
ます。

休憩室



マッサージ器を設置して  
います。(無料)

マッサージ



団体の方が使用できます。  
(要予約)使用料金がかかる  
場合があります。詳しくは  
お問い合わせください。

大浴場

### 入浴上の注意

- (1)高度の動脈硬化症、高血圧、心臓病の方は、原則として高温浴(42℃以上)に入らないでください。
- (2)熱い温泉に急に入ると、めまい等を起こすことがあるので、十分注意してください。
- (3)食事の直前、直後及び飲酒しての入浴は避けてください。
- (4)入浴中は安静にし、入浴後は一定時間の休息をとってください。

禁忌症 急性疾患、呼吸不全、高度の貧血等

身も心も温まる湯とりの時間  
大自然を満喫 日頃の疲れを癒してくれます

### 効能

神経痛・筋肉痛・五十肩・運動麻痺・関節のこわばり・  
打ち身・くじき・慢性消化器病・痔疾・冷え性・  
病後回復期・疲労回復・健康増進・動脈硬化症・  
切り傷・火傷・慢性皮膚病等

### 源泉名

鍛冶屋温泉

### 泉質

ナトリウムイオン  
硫酸イオン  
炭酸水素イオン

### 泉温

25.2℃(源泉)